

川崎地域調達情報

令和5年11月7日公表 調達番号:川23090号

件名:白灯油の購入【単価】(多摩警察署)

見積書提出期限:令和5年11月16日(正午) 見積書提出場所 : 調達課 調達グループ

| 項番 | 品名 | メーカー | 型番・規格 | 同等品の可否 | 数量 | 単位 | 納入期限 | 納入場所 |
|----|-----|------|-------|--------|-------|----|-------------------------|--|
| 1 | 白灯油 | — | JIS1号 | — | 2,350 | L | 契約締結日 ～ 令和6年3月29日 | 多摩警察署 1階 会計課 (川崎市多摩区柵形3-1-1) 及び交番10か所 |

特記事項

- 1 見積金額は、1L当たりの消費税抜きの単価とし、小数点以下第4位までの記載ができるものとする。
- 2 契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については、増減の可能性がある。
- 3 見積書の余白部分に契約希望金額(見積金額の100分の110に相当する金額)を記載すること(1円未満の端数が生じたときは、小数点第5位以下を切り捨て)。
- 4 代金の請求は1ヶ月分を取りまとめ、翌月発注者あてに請求書を提出することにより行う(請求額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨て)。
- 5 その他詳細は、別紙仕様書のとおり。

仕様書

- 1 件名
白灯油の購入【単価】
- 2 業務内容
多摩警察署及び当署管内指定交番への白灯油の配送供給
- 3 契約期間
契約締結日から令和6年3月29日までの間
- 4 納入物品及び購入予定数量
白灯油JIS1号（200Lドラム缶及び18Lポリ缶納） 2,350L
* 購入予定数量は、過去の実績から算出したもので、実際の購入数量については増減の可能性はある。
- 5 支払方法
代金の請求は、1カ月分とりまとめ、翌月に発注者あて請求書を提出することにより行う。請求金額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。
- 6 発注及び納入条件
 - (1) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
 - (2) ミニローリーにより、各所備え付けの保管容器（ドラム缶及び18Lポリ缶）に供給配送すること。
 - (3) 発注についてはFAXでおこない、納品は週1回（本署については週2回）程度、当方が指定する日（発注日から起算して3日以内）までとする。
 - (4) 納入にあたっては、低公害車（神奈川県庁内グリーン配送実施指針2(4)に規定する「低公害車」をいう。）使用及びエコドライブ（同指針2(5)に規定する「エコドライブ」をいう。）を実施すること。
- 7 納入場所
下記の多摩警察署及び当署管内指定交番へ供給配送すること。

| 納入場所 | 所在地 | 容器 |
|-----------|---------------|------|
| 多摩警察署 | 多摩区柘形3-1-1 | ドラム缶 |
| 堰交番 | 多摩区堰1-16-2 | ポリ缶 |
| 宿河原交番 | 多摩区宿河原3-13-14 | ポリ缶 |
| 中野島交番 | 多摩区中野島6-29-11 | ポリ缶 |
| 菅交番 | 多摩区菅2-5-3 | ポリ缶 |
| 菅ヶ丘交番 | 多摩区菅北浦4-12-1 | ポリ缶 |
| 読売ランド駅前交番 | 多摩区西生田2-13-12 | ポリ缶 |
| 生田交番 | 多摩区生田8-7-3 | ポリ缶 |
| 長沢交番 | 多摩区長沢3-8-7 | ポリ缶 |
| 向ヶ丘遊園駅前交番 | 多摩区登戸2737 | ポリ缶 |
| 登戸駅前交番 | 多摩区登戸3329-6 | ポリ缶 |

- 8 納品書記載事項
配送の際は、各納入場所において納品書を発行し、必ず納入場所勤務員の履行確認の押印又は署名を受け、当該納品書は多摩警察署会計課へ提出すること。
納品書は、
 - ・納品者の表示（所在地、法人名等）
 - ・納品先の表示（多摩警察署長）
 - ・納品年月日
 - ・納品場所（交番名等）
 - ・納品した物品等の名称・数量・単価・金額
 の明記が必要要件となる。
上記により難しい場合は、各所で配送伝票等をもって納品確認させ、各所取りまとめた納品書とともに配送伝票を提出することをもって代えることができる。

9 契約条件の同意

本件契約の締結にあたり、次の条件が付されることに同意したとみなすこととします。

(1) 業者調査への協力

(2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）に基づく契約解除等

契約条件の詳細は神奈川県ホームページを参照してください。

(3) 契約の履行遅滞に関しては、天災地変等でやむを得ないと認められる場合、又は発注者側の都合による場合を除き、納入が遅延する物品の数量に契約単価を乗じて計算した額に、履行期限の翌日から起算して遅滞日数1日につき神奈川県財務規則（昭和29年2月1日規則第5号）第33条第1項に基づき年2.5%の割合で計算した額を徴することとなる。

10 その他

契約期間中において著しく価格の変動があったとき、又は元売り価格の改定があった時は、契約単価について協議のうえ決定する。